

木更津市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前																				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 (略) 2. 中心市街地の位置及び区域 (略) 3. 中心市街地の活性化の目標 (略) 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] (略) [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略) (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 (略) 2. 中心市街地の位置及び区域 (略) 3. 中心市街地の活性化の目標 (略) 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] (略) [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略) (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名、内容及び実施時期</th> <th>実施主体</th> <th>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</th> <th>支援措置の内容及び実施時期</th> <th>その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> まちなか景観形成推進事業 [内容] 景観形成を図る重要な地区となる景観形成重点地区の指定及び地域景観を構成する重要な要素である景観重要公共施設の指定 [実施時期] 令和元年度～令和6年度 </td> <td>木更津市</td> <td> 区域内において景観形成を図る重要な地区である駅西口地区を景観形成重点地区として指定し、地区の魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進を目指す。また、地域の良好な景観形成を図る上で重要な道路などの公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、「景観形成重点地区」と調和した景観づくりを推進する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。 <u>【必要性】</u> <u>地区の魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進が図られることから、「休日歩行者通行量」の増加及び「中心市街地内の人口の社会増減」の増加に寄与するため。</u> </td> <td> [支援措置] <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [実施時期] <u>令和6年4月～令和7年3月</u> </td> <td>区域内</td> </tr> </tbody> </table>	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	まちなか景観形成推進事業 [内容] 景観形成を図る重要な地区となる景観形成重点地区の指定及び地域景観を構成する重要な要素である景観重要公共施設の指定 [実施時期] 令和元年度～令和6年度	木更津市	区域内において景観形成を図る重要な地区である駅西口地区を景観形成重点地区として指定し、地区の魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進を目指す。また、地域の良好な景観形成を図る上で重要な道路などの公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、「景観形成重点地区」と調和した景観づくりを推進する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。 <u>【必要性】</u> <u>地区の魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進が図られることから、「休日歩行者通行量」の増加及び「中心市街地内の人口の社会増減」の増加に寄与するため。</u>	[支援措置] <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [実施時期] <u>令和6年4月～令和7年3月</u>	区域内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名、内容及び実施時期</th> <th>実施主体</th> <th>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</th> <th>支援措置の内容及び実施時期</th> <th>その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(4) より移設</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	<u>(4) より移設</u>								
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																					
まちなか景観形成推進事業 [内容] 景観形成を図る重要な地区となる景観形成重点地区の指定及び地域景観を構成する重要な要素である景観重要公共施設の指定 [実施時期] 令和元年度～令和6年度	木更津市	区域内において景観形成を図る重要な地区である駅西口地区を景観形成重点地区として指定し、地区の魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進を目指す。また、地域の良好な景観形成を図る上で重要な道路などの公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、「景観形成重点地区」と調和した景観づくりを推進する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。 <u>【必要性】</u> <u>地区の魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進が図られることから、「休日歩行者通行量」の増加及び「中心市街地内の人口の社会増減」の増加に寄与するため。</u>	[支援措置] <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [実施時期] <u>令和6年4月～令和7年3月</u>	区域内																					
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項																					
<u>(4) より移設</u>																									
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略) (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 (略)					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略) (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 (略)																				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ①～移設				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] (略)
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略)
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (略)
 - (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略)
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 (略)
 - (4) 国の支援措置がないその他の事業 (略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] (略)
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略)
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (略)
 - (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略)
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 (略)
 - (4) 国の支援措置がないその他の事業 (略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] (略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか景観形成推進事業 [内容] 景観形成を図る重要な地区となる景観形成重点地区の指定及び地域景観を構成する重要な要素である景観重要公共施設の指定 [実施時期] 令和元年度～ 令和6年度	木更津市	区域内において景観形成を図る重要な地区である駅西口地区を景観形成重点地区として指定し、地区の魅力ある景観づくりを推進することで、回遊性の向上や居住の促進を目指す。また、地域の良い景観形成を図る上で重要な道路などの公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、「景観形成重点地区」と調和した景観づくりを推進する。 本事業は、目標①「みなとまちの新たな拠点づくりと回遊性の向上、目標②「住環境の向上による街なか居住の推進」の達成に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和6年度	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] (略)
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略)
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (略)
 - (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略)
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 (略)
 - (4) 国の支援措置がないその他の事業 (略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] (略)
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略)
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 (略)
 - (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 (略)
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 (略)
 - (4) 国の支援措置がないその他の事業 (略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] (略)

[2] 具体的事業の内容

- (1) 法に定める特別の措置に関連する事業（略）
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業（略）
- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業（略）
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業（略）
- (4) 国の支援措置がないその他の事業（略）

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]（略）

[2] 具体的事業の内容

- (1) 法に定める特別の措置に関連する事業（略）
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業（略）
- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業（略）
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業（略）
- (4) 国の支援措置がないその他の事業（略）

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
（略）

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内の推進体制

別表1（第3条第1項）

会 長	副 市 長
副 会 長	都市整備部長
委 員	市長公室長
	総務部長
	企画部長
	財務部長
	資産管理部長
	市民部長
	健康こども部長
	福祉部長
	環境部長
	経済部長
教育部長	

[2] 具体的事業の内容

- (1) 法に定める特別の措置に関連する事業（略）
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業（略）
- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業（略）
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業（略）
- (4) 国の支援措置がないその他の事業（略）

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]（略）

[2] 具体的事業の内容（略）

- (1) 法に定める特別の措置に関連する事業（略）
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業（略）
- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業（略）
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業（略）
- (4) 国の支援措置がないその他の事業（略）

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
（略）

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内の推進体制

別表1（第3条第1項）

会 長	副 市 長
副 会 長	都市整備部長
委 員	市長公室長
	総務部長
	企画部長
	財務部長
	市民部長
	健康こども部長
	福祉部長
	環境部長
	経済部長
	教育部長

別表2 (第5条第2項)

幹事会名	立地適正化 幹事会	
幹事長	都市整備部長	
副幹事長	都市整備部次長(都市)	
幹事	総務部	危機管理課長
	企画部	<u>地域政策室長</u>
	財務部	財政課長
	<u>資産管理部</u>	<u>庁舎準備室長</u>
	健康こども部	子育て支援課長
		こども保育課長
		健康推進課長
	福祉部	障がい福祉課長
		高齢者福祉課長
		介護保険課長
	経済部	産業振興課長
	都市整備部	都市政策課長
		市街地整備課長
		住宅課長
		下水道推進室長
		管理用地課長
		土木課長
	教育部	教育総務課長
		生涯学習課長
	庶務	都市整備部

別表3 (第5条第2項)

幹事会名	中心市街地活性化 幹事会	
幹事長	企画部長	
副幹事長	企画部次長	
幹事	企画部	企画課長
		オーガニックシティ推進課長
	財務部	財政課長
	<u>資産管理部</u>	<u>財産活用課長</u>
		<u>庁舎準備室長</u>
	市民部	市民活動支援課長
		<u>地域共生推進課長</u>
	健康こども部	子育て支援課長
		こども保育課長
		健康推進課長
		スポーツ振興課長
	福祉部	障がい福祉課長
		高齢者福祉課長
	環境部	生活衛生課長
		<u>資源循環推進課長</u>

別表2 (第5条第2項)

幹事会名	立地適正化 幹事会	
幹事長	都市整備部長	
副幹事長	都市整備部次長(都市)	
幹事	市長公室	公共施設マネジメント課長
	総務部	危機管理課長
	企画部	地域政策課長
	財務部	財政課長
	健康こども部	子育て支援課長
		こども保育課長
		健康推進課長
	福祉部	障がい福祉課長
		高齢者福祉課長
		介護保険課長
	経済部	産業振興課長
	都市整備部	都市政策課長
		市街地整備課長
		住宅課長
		下水道推進室長
		管理用地課長
		土木課長
	教育部	教育総務課長
生涯学習課長		
庶務	都市整備部	都市政策課

別表3 (第5条第2項)

幹事会名	中心市街地活性化 幹事会	
幹事長	企画部長	
副幹事長	企画部次長	
幹事	市長公室	公共施設マネジメント課長
	総務部	管財課長
	企画部	企画課長
		オーガニックシティ推進課長
	財務部	財政課長
	市民部	市民活動支援課長
	健康こども部	子育て支援課長
		こども保育課長
		健康推進課長
		スポーツ振興課長
	福祉部	障がい福祉課長
		高齢者福祉課長
	環境部	生活衛生課長
		まち美化推進課長

	経 済 部	産 業 振 興 課 長
		観 光 振 興 課 長
		地 方 卸 売 市 場 長
	都 市 整 備 部	都 市 政 策 課 長
		市 街 地 整 備 課 長
		住 宅 課 長
		管 理 用 地 課 長
		土 木 課 長
	教 育 部	生 涯 学 習 課 長
		文 化 課 長
庶 務	企 画 部	地 域 政 策 室

	経 済 部	産 業 振 興 課 長
		観 光 振 興 課 長
		地 方 卸 売 市 場 長
	都 市 整 備 部	都 市 政 策 課 長
		市 街 地 整 備 課 長
		住 宅 課 長
		管 理 用 地 課 長
		土 木 課 長
	教 育 部	生 涯 学 習 課 長
		文 化 課 長
庶 務	企 画 部	地 域 政 策 課

木更津市コンパクトなまちづくり推進連絡調整会議の開催状況 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

木更津市中心市街地活性化協議会の開催状況

会議名	開催日	議題
(略)	(略)	(略)
令和4年度 第2回会議	令和4年12月23日	・ 役員の改選について ・ 木更津市中心市街地活性化基本計画の変更申請について
<u>令和5年度 第1回会議</u>	<u>令和5年5月15日</u>	・ <u>令和4年度事業報告及び収支決算報告について</u> ・ <u>令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)について</u> ・ <u>令和4年度の取組等に対する中心市街地活性化協議会の意見について</u>
<u>令和5年度 第2回会議</u>	<u>令和5年11月 日</u>	・ <u>木更津市中心市街地活性化基本計画の変更申請について</u> ・ <u>木更津市中心市街地活性化基本計画(第2期)策定方針につ</u> <u>いて</u>

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
(略)

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
(略)

12. 認定基準に適合していることの説明
(略)

木更津市コンパクトなまちづくり推進連絡調整会議の開催状況 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

木更津市中心市街地活性化協議会の開催状況

会議名	開催日	議題
(略)	(略)	(略)
令和4年度 第2回会議	令和4年12月23日	・ 役員の改選について ・ 木更津市中心市街地活性化基本計画の変更申請について

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
(略)

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
(略)

12. 認定基準に適合していることの説明
(略)